

公益財団法人東松山市農業公社の役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東松山市農業公社（以下「公社」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、公社を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬の支給)

第3条 公社は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人当たりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で支給する。
- 4 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員 毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときはその日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）
- (2) 非常勤役員及び評議員 前条第1項に定める会議等に出席の都度
- 2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人からの申し出のあったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

- 2 通勤手当の額は、東松山市一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例18号）の例による。

3 通勤手当の支給方法は、第4条に規定する支給方法による。

(費用の弁償)

第6条 公社は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 役員及び評議員の費用の弁償は、前項に定めるほか、東松山市一般職職員等の旅費に関する条例(昭和38年条例第9号)及び東松山市一般職職員等の旅費に関する規則(昭和38年規則第7号)の例による。

(賞与)

第7条 役員及び評議員には、賞与を支給しないものとする。

(退職手当)

第8条 役員及び評議員には、退職手当を支給しないものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬

役 職	報酬月額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)
理事(常勤)	350,000円	4,200,000円

別表第2 非常勤役員の報酬

役 職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(合計)
理事(非常勤)	6,300円	180,000円
監事(非常勤)	6,300円	60,000円

別表第3 評議員の報酬

役 職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(合計)
評議員	6,300円	3,000,000円